

社会福祉法人愛護会
女性活躍推進法に関わる一般事業主行動計画

女性が職場において、その能力を十分に発揮できる環境を整備することにより女性職員が継続して勤務できるようこの計画を定めます。

1、 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日

2、 課題

- ① 男女間で勤続年数に差がある。
- ② 残業時間の削減。

3、 目標

- ① 女性が長く勤務できるように、短時間職員等を正職員（短時間正職員）にする制度を創設し、1人以上短時間正職員を配置する。
- ② フルタイム正職員の法定外労働時間の月平均を15時間以内とする。

4、 取組内容

目標①について

○令和4年4月～ 目標に向けた調査を実施する。

制度の検討を行う。

○令和5年10月～ 職員への周知等を行う。

○令和6年4月～ 制度を施行する。

○令和7年4月～ 制度のフォローアップ及び必要に応じて見直し検討をする。

目標②について

- 令和4年4月～ 法定外労働時間の現状把握をする。

- 令和4年10月～ 法定外労働削減に向けた職員アンケート

実施業務の優先づけや業務分担の見直し検討を行う。

- 令和5年4月～ 上記の検討結果に基づき、業務実施の優先付けなどの必要な業務分担の見直しを行う

事業所ごとに法定外労働時間月平均の削減目標を設定する。

- 令和5年10月～ 事業所ごとに労働時間等設定改善委員会を設置し、労使間の話し合いにより労働時間を削減する。

- 令和6年10月～ ノー残業デーや定刻退社の呼びかけをする。